

平成 22 年 3 月 19 日

日本年金機構

社会保険庁から日本年金機構への移行状況について

I 本部及びブロック本部の設置・移転

「日本年金機構設立に向けた準備状況について」における主な記載事項の概要	取組実績
<p>① 本部は社会保険業務センター高井戸庁舎に設置。</p> <p>② 47か所の社会保険事務局は廃止し、全国9か所にブロック本部を設置。</p> <p>※ブロック本部の設置場所</p> <p>北海道ブロック (北海道札幌市)</p> <p>東北ブロック (宮城県仙台市)</p> <p>北関東・信越ブロック (埼玉県さいたま市)</p> <p>南関東ブロック (東京都新宿区)</p> <p>中部ブロック (愛知県名古屋市)</p> <p>近畿ブロック (大阪府大阪市)</p> <p>中国ブロック (広島県広島市)</p> <p>四国ブロック (香川県高松市)</p> <p>九州ブロック (福岡県福岡市)</p> <p>③ 312か所の社会保険事務所を廃止し、年金事務所を設置。</p> <p>※物理的な移転なし</p>	<p>本部、ブロック本部及び年金事務所を予定どおり設置・移転。</p>

Ⅱ 文書の整理・移転

「日本年金機構設立に向けた準備状況について」における主な記載事項の概要	取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険庁が保有する行政文書等は、その属性に応じ、厚生労働省又は日本年金機構に移管する。 ・ 移管先ごとの移管文書量の調査結果を踏まえ保管場所の確保等を行う。 ・ 社会保険事務所の文書は移転を行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行区分ごとに社会保険庁から日本年金機構各所に文書を移管。(12月末までに順次実施) ・ 厚生労働省へ移管する以下の文書は、1月以降に移管。 <ul style="list-style-type: none"> ① 人事、給与、会計等文書は1月以降残務処理が終了後移管。 ② 国有財産、物品管理等文書は1月に移管。 ③ その他厚生労働省移管文書は1月に移管。

Ⅲ 社会保険庁からの職員の採用

「日本年金機構設立に向けた準備状況について」における主な記載事項の概要	取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ① 日本年金機構設立委員会が決定した労働条件及び採用基準に基づき、社会保険庁長官を通じて、正規職員(9,880名程度)、准職員(1,400名程度)を募集。 ② 社会保険庁長官より提出された名簿に基づき、日本年金機構職員採用審査会が民間の方による面接結果を踏まえて書類を審査。 ③ 設立委員会が職員採用審査会の意見を聴いて、採否を決定。 	<p>社会保険庁長官より提出された名簿を審査した職員採用審査会の意見書を踏まえ、設立委員会が以下のとおり採用を決定。(採用開始からの累計採用決定数)</p> <p>正規職員 9,673人 准職員 640人</p>

IV 民間からの職員の採用と研修

「日本年金機構設立に向けた準備状況について」における主な記載事項の概要	取組実績
<p>① 設立委員会が決定した労働条件及び採用基準に基づき当初正規職員（1,000名程度）を募集。その後准職員も募集。</p> <p>② 応募者から提出された書類及び面接結果等を踏まえて職員採用審査会が審査し、設立委員会が職員採用審査会の意見を聴いて採否を決定。</p> <p>※ 管理職員の追加募集・採否決定</p> <p>③ 民間からの正規職員採用内定者のうち、勤務可能な者については、社会保険庁の非常勤職員等として採用し、業務に従事。併せて研修を受講。</p>	<p>職員採用審査会の意見を踏まえ、設立委員会が以下のとおり採用を決定。（採用開始からの累計採用決定数）</p> <p>正規職員 1,127人 准職員 970人</p> <p>※ 管理職については、350人程度の採用を予定していたが、平成21年7月28日時点で306人の採用決定にとどまったことから、50人程度の追加募集を行い、49人の採用を決定。</p> <p>上記正規職員採用内定者のうち、先行して勤務可能な者290人を平成21年9月～12月にかけて順次、社会保険庁の非常勤職員として採用。</p> <p>また、この290人の非常勤職員及びそれ以前に既に非常勤職員として採用されていた者を対象に社会保険大学校における10日間の社会保険制度の研修を実施。</p>

V 機構設立に向けた職員配置

「日本年金機構設立に向けた準備状況について」における主な記載事項の概要	取組実績
<p>① 機構設立に伴う混乱を回避するため、設立時（22年1月）の人事異動は、最小限のものとし、社会保険庁から採用される職員については、可能な限り機構体制を見据えた配置を行う。</p> <p>② 社会保険庁から採用される職員であって、①による配置が困難な者及び民間から採用される職員については、あらかじめ22年1月の配置場所を伝達する。</p> <p>③ 年金事務所長については、基本計画に基づき、若手・中堅職員からの選抜登用や外部からの人材登用を行う。</p> <p>④ 民間から採用される職員のうち、社会保険庁の任期付職員又は非常勤職員としての勤務経験を有する者については、機構においても、当該既経験分野の業務に配置することを基本とする。</p>	<p>① 社会保険庁から採用される職員については、21年8月以降、順次機構の実施体制を見据えた人事異動を行い、設立時（22年1月）の異動は必要最小限のものにとどめるよう努めた。</p> <p>② 社会保険庁からの採用者に対しては11月30日、民間からの採用者に対しては11月26日（正規職員）、及び12月3日（准職員）に配属先を伝達。</p> <p>③ 年金事務所長については以下のとおり登用を行った。 i 若手・中堅職員からの選抜登用（45歳以下24名） ii 民間出身者からの所長登用（51名）</p> <p>④ 社会保険庁において民間から採用した任期付職員又は非常勤職員は、既経験分野の業務への配置を基本として適材適所の配置を行った。</p>

VI業務処理マニュアルの作成

「日本年金機構設立に向けた準備状況について」における主な記載事項の概要	取組実績
<p>機構の職員が全国統一の処理手順による業務を行えるようにするため、社会保険庁時代の業務処理マニュアルをベースに</p> <p>①権限の変更（社会保険庁長官→厚生労働大臣又は日本年金機構理事長）</p> <p>②組織の変更（地方社会保険事務局の廃止とブロック本部の設置）</p> <p>③歳入徴収官等の一本化に伴う国（年金局又は厚生局）の決裁が必要なもの</p> <p>④事務処理集約化の標準化にともなうもの</p> <p>を中心に、変更・修正を行う。（業務処理マニュアルでは、年金事務所等における照会対応、窓口受付、各種届書に係る内容審査等（届書ごとに、いつ、誰が、何を、どこに、どのように提出するのか。また、事務フロー及び該当要件や審査上の留意点、処理手順、様式、添付書類等）を掲載している。）</p>	<p>① 平成 21 年 10 月 マニュアルの原案作成完了。地方職員へ提示・意見募集。</p> <p>② 平成 21 年 12 月 マニュアルの配布。</p> <p>③ 平成 22 年 1 月 機構 LAN に掲載。</p>

VII システムの変更

「日本年金機構設立に向けた準備状況について」における主な記載事項の概要	取組実績
<p>(1) 社会保険オンラインシステム</p> <p>日本年金機構の設立に伴い、以下の変更を行う。</p> <p>① 歳入徴収官の一本化</p> <p>全国の社会保険事務所等に設置されていた歳入徴収官が、厚生労働省年金局の歳入徴収官に一本化されることに伴う所要のシステム改修</p> <p>② 国の決裁</p> <p>機構が行う事務のうち国に権限が留保されているものについて国の決裁を行うための所要のシステム改修</p>	<p>(1) 社会保険オンラインシステム</p> <p>① 歳入徴収官の一本化</p> <p>〔記録管理システム〕</p> <p>平成 21 年 8 月 システム設計着手</p> <p>9 月 プログラム作成着手</p> <p>11 月 試験着手</p> <p>平成 22 年 1 月 業務開始</p> <p>② 国の決裁</p> <p>〔年金給付システム〕</p> <p>平成 21 年 7 月 システム設計着手</p> <p>10 月 プログラム作成着手</p> <p>11 月 試験着手</p> <p>平成 22 年 1 月 業務開始</p> <p>〔記録管理システム〕</p> <p>平成 21 年 6 月 システム設計着手</p> <p>8 月 プログラム作成着手</p> <p>9 月 試験着手</p> <p>平成 22 年 1 月 業務開始</p>

「日本年金機構設立に向けた準備状況について」における主な記載事項の概要	取組実績
<p>③帳票の見直し 処分権者の変更（社会保険庁長官が厚生労働大臣又は日本年金機構理事長に変更）に伴う所要のシステム改修</p> <p>(2)間接業務システム 人事・給与、会計等の内部管理業務を機構の運営方針・人事方針、労働関係法令及び企業会計原則等に基づき効率的に処理するためのシステムを新たに導入</p>	<p>③帳票の見直し 〔年金給付システム〕 平成 21 年 9 月 システム設計着手 10 月 プログラム作成着手 11 月 試験着手 平成 22 年 1 月 業務開始</p> <p>〔記録管理システム〕 平成 21 年 7 月 システム設計着手 9 月 プログラム作成着手 10 月 試験着手 平成 22 年 1 月 業務開始</p> <p>(2)間接業務システム 平成 20 年 12 月 システム設計着手 平成 21 年 5 月 プログラム作成着手 7 月 ハードウェアの環境構築着手 8 月 試験着手 12 月 本番データ移行作業 平成 22 年 1 月 本番稼働</p>

Ⅷ機構設立に向けた調達

「日本年金機構設立に向けた準備状況について」における主な記載事項の概要	取組実績
<p>① メインバンクの選定 機構の経費支払いは、これまでの国の支払いシステムによる支払い管理から、機構独自の支払い管理に移行することとなる。</p> <p>② 会計監査人の選任 企業会計制度の導入に伴い、財務状態を適正に表示していることを担保するため会計監査人による財務諸表監査が必要となる。</p> <p>③ 損害保険の調達 機構が保有する施設等は、これまでの国の責任によるリスク管理から離れ、機構が独自にリスク対応を行うこととなるため不慮の事故に備える必要がある。</p> <p>④ 機構設立後直ちに必要がある各種届書の入力業務などについて、社会保険庁時代の契約を実質的に引継ぐこととしている。</p>	<p>① メインバンクの選定 企画競争（公募型プロポーザル方式）により平成 21 年 7 月 29 日付で取引金融機関候補として「みずほ銀行」を選定し、平成 22 年 1 月 4 日付で取引を開始した。</p> <p>② 会計監査人の選任 社会保険庁において企画競争（公募型プロポーザル方式）を実施し、平成 21 年 10 月 29 日付で厚生労働大臣に提出する会計監査人候補者名簿に記載する者として「有限責任監査法人トーマツ」を選定。当該名簿に基づき平成 22 年 1 月 22 日付で厚生労働大臣が同監査法人を選任した。</p> <p>③ 損害保険の調達 一般競争入札（最低価格落札方式）を実施し、平成 21 年 12 月 15 日付で契約候補者として、以下のとおり決定し、平成 22 年 1 月 4 日付で契約を締結した。 ・火災保険・施設賠償・役員障害 「(株)損害保険ジャパン」 ・自動車保険 「(株)東京海上日動火災保険」</p> <p>④ 社会保険庁本庁、社会保険業務センター、社会保険大学校及び各地方社会保険事務局で締結していた契約のうち、約 1900 件について機構設立後、機構として契約を締結した。</p>

区機構設立に向けた研修

「日本年金機構設立に向けた準備状況について」における主な記載事項の概要	取組実績
<p>① 労務管理者研修（労働基準法をはじめとする労働関係法令及び勤怠管理等に関する研修）</p> <p>② 間接業務事務研修（人事管理事務、労務管理事務、財務会計事務、庶務事務についての間接業務システムの運用・機器操作研修）</p>	<p>① 労務管理者研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集合研修〈管理者〉（21年11月） 全国4か所で開催（約480人） ・ 伝達研修（21年11月中） 集合研修出席者以外の管理者となる者を対象に、社会保険事務局、事務センター及び年金事務所単位で実施。 ・ 集合研修〈労務担当者〉（21年12月）（約60人） <p>② 間接業務事務研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主研修（21年10月～） 自主研修用テキストを配付 ・ 集合研修（21年11月～12月）（約210人） <ul style="list-style-type: none"> 労務管理事務コース（11月） 財務会計事務コース（11月） 庶務事務コース（11月） 人事管理事務コース（12月） ・ 庶務事務コースの伝達研修（12月） 地方社会保険事務局単位に実施 ・ 勤務管理システムのリハーサル（12月）

「日本年金機構設立に向けた準備状況について」における主な記載事項の概要	取組実績
<p>③ 業務処理マニュアル研修（業務処理マニュアルについて、社会保険庁のマニュアルからの変更点を中心とした研修）</p>	<p>③ 業務処理マニュアル研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年 11 月 4 日～5 日に全国の各社会保険事務局からマニュアルインストラクター等（機構採用予定者）を招集して、集合研修を実施した。（約 100 人） ・ 平成 21 年 11 月中旬～12 月中旬 <ul style="list-style-type: none"> i 集合研修受講者から管轄内の社会保険事務所課長等への伝達研修。 ii 各社会保険事務所課長等から事務所内職員への伝達研修。

X機構設立に関する広報

「日本年金機構設立に向けた準備状況について」における主な記載事項の概要	取組実績
<p>① 年金受給者宛の通知書や被保険者宛の保険料納付書の封筒に「日本年金機構設立のお知らせ」を記載し、又はチラシを同封。(21年4月～、その後も継続実施)</p> <p>② 年金相談関係リーフレットに広報を掲載。</p> <p>③ 扶養控除申告書送付用封筒に記載。</p> <p>④ 納入告知書(事業主宛)に文書同封。</p> <p>⑤ 社会保険庁ホームページに掲載。</p> <p>⑥ 市区町村発行の広報誌に掲載。</p> <p>⑦ 政府広報の実施。</p>	<p>① 年金受給者宛の通知書や被保険者宛の保険料納付書の封筒に「日本年金機構設立のお知らせ」を記載し、又はチラシを同封。(21年4月～12月)</p> <p>② 年金相談関係リーフレットに広報を掲載。(21年10月～12月)</p> <p>③ 扶養控除申告書送付用封筒に広報を掲載。(21年10月～12月)</p> <p>④ 納入告知書(事業主宛)に文書同封。(21年12月)</p> <p>⑤ 社会保険庁ホームページに掲載。(21年12月)</p> <p>⑥ 市区町村発行の広報誌やホームページ等への掲載依頼。(21年11月～12月)</p> <p>⑦ 政府広報により、新聞突出し広告(21年12月)・記事下広告(22年1月)。</p>